

本号は1月30日号「10月から始まる 医薬品の保険給付の見直しについて」の追加版となりますので必ず本体もご覧ください。

選定療養の対象となる品目の説明 加算で評価

10月から始まる 長期収載品（先発品のある後発品）の保険給付の見直しについて、1月26日の中医協で厚労省が発表した次回改定に向けた「個別改定項目について」（いわゆる短冊）では、「長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして導入された選定療養の対象となる品目が処方された患者に対する制度の説明が必要な場合等、患者に対してより丁寧な説明を実施する必要がある場合において、必要な指導・情報提供を行った際に、1回に限り、服薬管理指導料の加算として新たな評価を行う。」とございました。なお、短冊の議論は数回に分けて行うようで、当日は長期収載品の見直しについて議論はございませんでした。

Topic解説

新たな評価 特定薬剤管理指導加算3

調剤を行う医薬品を選択するために必要な説明及び指導を行った次に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、それぞれ●●点を所定点数に加算する。

- イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合
- ロ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第●号に規定する選定療養を受けようとする患者、その他調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合

【算定要件】

- 服薬管理指導料を算定するに当たって行った薬剤の管理及び指導等に加えて、処方された医薬品について、保険薬剤師が患者に重点的な服薬指導が必要と認め、必要な説明及び指導を行ったときに患者1人につき当該医薬品に関して最初に処方された1回に限り算定する。
- 「イ」については、「調剤管理料」の1の(1)を踏まえ、当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を用いて特に必要な患者に説明及び指導を行ったときは、以下の場合をいう。
 - RMPの策定が義務づけられている医薬品について、当該医薬品を新たに処方された場合に限り患者又はその家族等に対し、RMPに基づきRMPに係る情報提供資料を活用し、副作用、併用禁忌等の当該医薬品の特性を踏まえ、適正使用や安全性等に関して十分な指導を行った場合
 - 処方された薬剤について緊急安全性情報、安全性速報が新たに発出された場合に、安全性に係る情報について提供及び十分な指導を行った場合
- 「ロ」に示す厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第●号に規定する選定療養を受けようとする患者、その他調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行ったときは、以下の場合をいう。
 - 後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合。
 - 医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合
- 対象となる医薬品が複数処方されている場合に、処方箋受付1回につきそれぞれ1回に限り算定するものであること。また複数の項目に該当する場合であっても、重複して算定することができない。
- 当該加算を算定する場合は、それぞれの所定の要件を満たせば特定薬剤管理指導1及び特定薬剤管理指導加算2を算定できる。
- 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して行った指導の要点について、薬剤服用歴等に記載すること。また、医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合には、調剤報酬明細書の摘要欄には調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。

対象品目に、準先発品を含め、バイオ医薬品は対象外に 置換率の極めて低い場合とは1%未満

「個別改定項目について」では、対象品目について、長期収載品は、準先発品を含むこととし、バイオ医薬品は対象外とするとしています。また、これまでの中医協の議論通り、後発医薬品への置換率が極めて低い場合である長期収載品は、上市後5年以上経過したものであっても、後発医薬品を提供することが困難な場合に該当することから、対象外とされています。

なお、置換率の極めて低い場合とは、置換率が1%未満のことであると初めて示されました。

長期収載品の投与に係る特別の料金その他必要な事項を掲示

新たな情報として、長期収載品の投与に係る特別の料金その他必要な事項を当該保険医療機関及び当該保険薬局内の見やすい場所に掲示しなければならないということや、医療上の必要性があると認められる場合について、処方等の段階で明確になるよう、処方箋様式の改正も行うこととされています。

なお、保険医療機関及び保険医療養担当規則等について、書面掲示することとされている事項（例えば選定療養の内容・費用）について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする見直しも記載されていますので、この当たりの詳細も注視していく必要があると思います。

長期収載品の保険給付の在り方の見直しについてのポイント

①対象となる長期収載品

・後発品の上市後5年以上経過したもの
(置換率1%未満の長期収載品は除外)
or
・後発品の置換率が50%以上となったもの

②対象から除外するケース

・医療上の必要性があると認められる場合
or
・後発医薬品を提供することが困難な場合

③保険給付の範囲の見直し

・後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付の対象

④その他

・特定薬剤管理指導加算3で説明・指導を評価
・建物内の見やすい場所に掲示
・ウェブサイトに掲示
・本年10月1日から施行・適用する。

出典：厚生労働省_中央社会保険医療協議会（2024/1/26）総5 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00243.html

予告

調剤薬局様向けに診療報酬改定WEB説明会を開催

日程：3月18日、19日、22日、25日、27日、28日（いずれも同じ内容です）

時間：19：30～20：45（予定）

内容：調剤報酬について

演者：弊社 医薬政策課員

開催方法：Zoomウェビナーを使用

※ 事前登録の方法については、2月中旬ごろに弊社医療関係者向けサイトの医療行政情報のページに掲載予定です。

